

2016年11月4日

株式会社みずほ銀行
取締役頭取 林 信秀 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事・理事長 和田 孝
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5
プラザエフ6階

申入れ書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

当機構に対して消費者より、貴行の「カードローン（無担保）規定」の相続開始時の期限の利益の喪失条項に関するトラブル情報の提供がありました。当機構において当該条項及び貴行に対する苦情等を検討した結果、当該条項は消費者契約法10条に抵触する可能性があるとの結論に達しました。

そこで当機構は貴行に対し、消費者契約法第12条に基づき下記のとおり是正を申し入れますので、ご検討ください。

つきましては、本申入れに対する貴行の文書による回答を2016年11月30日までに当機構にお送りください。

本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴行からの回答の有無、回答の内容等を適宜公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容・経過・結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

なお、回答書には貴行の本件の担当者のお名前、部署、電話番号、FAX、e-mailを記載ください。どうぞ、よろしく願いいたします。

<申入れの趣旨>

○貴行の「カードローン（無担保）規定」のうち、第9条1項（5）の削除を求めます。

<申入れの理由>

1. 「カードローン（無担保）規定」第9条1項（5）の内容

貴行の「カードローン（無担保）規定」第9条1項は期限前の全額返済義務を定めており、下記内容となっています。

第9条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく貸越元金について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が第5条に定める返済を遅延し、次の約定返済日までに約定返済金額（損害金を含みます）を返済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3) 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (4) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 相続の開始があったとき。
 - (6) 借主の銀行に対する預金その他銀行または株式会社オリエントコーポレーションに対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7) 株式会社オリエントコーポレーションから保証の中止または解約の申立があったとき。

そして、当機構が削除を求める第9条1項（5）は、「相続開始があったときには期限の利益を失うことから直ちに債務全額を返済する」旨（以下、「本件条項」といいます。）を定めています。

2. 本件条項の消費者契約法第10条該当性の検討

消費者契約法第10条は、下記内容にて、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めています。

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第

二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(1) 前段要件への該当性

民法は、期限の利益については、以下のように定めています。

(期限の利益及びその放棄)

第136条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

民法第136条第2項は、期限の利益を放棄できると規定していますので、任意に期限の利益を放棄することは可能であることから、本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条及び137条をみますと、「相続の開始があったとき」は、民法において期限の利益を放棄及び失う場合とは規定されていません。むしろ民法は、相続の効力について、以下のとおり定めています。

(相続の一般的効力)

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

民法第896条によれば、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益がある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に一律に期限の利益を失うとする条項であり、民法第896条に反して消費者の義務を加重しています。

(2) 後段要件～信義則違反の一時的侵害性～

本件条項が適用された場合の相続人(消費者)の利益状況を検討してみると、

債務者が死亡した場合、相続した債務について分割なら支払えるが一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が銀行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合もあります。また、債務について銀行の保証会社が代位する場合は、銀行所定のカードローンの利息の倍ほどの遅延損害金を支払わなければならないとなります。

この点、2016年5月26日の全国銀行協会からの連絡によれば、貴行外2行は本件条項を設けた趣旨について、「カードローンは属人性の信用に対して貸し付けている。各属人の信用に対して貸出金額、金利、貸出期間、極度額(反復借入れOK)を認めている貸付形態。債務者が死亡した場合に、その内容がそのまま相続人に引き継がれるということにはならない」と主張されています。

しかし、この主張は貸出しに対しては妥当するでしょうが、単なる債務の弁済については妥当しないと考えられます。もちろん収入という点では、変化もありえますが、増える場合もありますので、相続人の返済能力が一律に下がったり無くなったりするわけでもありません。

被相続人に対して無担保で貸し付けを行っているとしても、単に被相続人の収入だけで判断しているのではなく、特定の担保は取っていないとも、被相続人の全財産を担保として貸し付けているといえます。また、相続により、被相続人の資産はすべて相続人に承継されますので、資産という点では変化はありません。

そして、貴行は保証会社が代位する場合は、被相続人の死亡という偶発の事情により、保証会社からの保証により全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避できます。しかし、貴行の保証会社(株式会社オリエンコーポレーション)の「無担保ローン保証委託約款(当座貸越用)」第6条にも本件条項と同様の条項があることから、相続人は、保証会社に対して一括返済することとなり、また、分割返済の交渉をしている間も利息よりも倍ほど高い遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき」のみで期限の利益を失わせる条項は、貴行には民法の規定以上に利益があり、カードローン利用者である相続人(消費者)にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一時的に害するといえます。

3. まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削

監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、委託者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
5. 委託者は委託者の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、保証会社に遅滞なく報告するものとします。
6. 委託者は銀行における与信業務(途上与信を含む)および債権管理業務のため、本条の届出事項を、保証会社が銀行に報告することについて異議を述べないものとします。
7. 委託者は本申し込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために保証会社が必要と認めた場合、保証会社が委託者の住民票等を取得し利用することに同意します。

第5条 保証債務の履行

保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。

第6条 債選の範囲

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- (1) 保証会社の履行金額。
- (2) 前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合(年365日の日割計算)による損害金。
- (3) その他保証会社の委託者に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用。
- (4) 保証委託契約から生じたいっさいの費用(訴訟費用および弁護士費用を含む)。

第7条 債務の返済等にあてる順序

1. 委託者が支払った返済金が保証委託契約による債務および委託者と保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務も含めて、委託者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができ、委託者はその充当に対して異議を述べないものとします。
2. 委託者または連帯保証人からの申出により相殺を行う場合も前項と同様とします。

第8条 事前求償

1. 委託者についての次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金

額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。

- (1) 委託者が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに約定返済金額(含む損害金)を返済しなかったとき。
- (2) 委託者が住所変更等の届出を怠るなど、委託者の責めに帰すべき事由により、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。
- (3) 委託者が保全処分、強制執行を受けたとき。
- (4) 競売、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
- (5) 委託者が公租、公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- (6) 委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 債務の整理・調整に関する申立があったとき。
- (8) 委託者が保証会社の発行するカード会員である場合、当該カード会員規約に基づき会員資格の取消をうけたとき。
- (9) 相続が開始されたとき。
- (10) 第11条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号の何れかに該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

2. 次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。

- (1) 委託者が保証委託契約および原債務の貸越契約の一つにでも違反したとき。
- (2) 委託者が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと保証会社が判断したとき。

3. 前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について担保があると否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第9条 相殺

委託者が第8条1項、2項により債選債務を履行しなければならない場合、その債務と委託者の保証会社に対する債権とを期限のいかんにかかわらず、いつでも保証会社において相殺することができるものとします。

第10条 中止、解約、終了

1. 委託者が第8条1項、2項の各号の一つに該当したとき、または第3条に基づき保証会社を権利者として設定した担保権の担保価値が著しく低下したとき、もしくはその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社は保証委託契約に基づく保証を中止し、または解約することができるものとします。

2. 保証委託契約に基づく保証が前項により中止、解約されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その返済が終わるまで継続するものとします。
3. 委託者は、前2項の定めにかかわらず、本条1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の返済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけないものとします。

第11条 反社会的勢力の排除

1. 委託者は、委託者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 委託者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、委託者は、委託者に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第12条 公正証書の作成

委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、保証委託契約による債務の承認

および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要ないっさいの手続をとるものとします。

第13条 準拠法・管轄裁判所

1. 保証委託契約および保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、委託者は訴額のいかに拘わらず保証会社本社または支店・営業所・センターの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第14条 免責条項

委託者は、保証会社が諸届その他の書類の印影を保証委託契約証書に押印の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれにより生じた損害は、委託者の負担とし、それらの書類等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。

第15条 債権譲渡

委託者は保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

【16/06】